

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

市営住宅入居者に対し、当該市営住宅の明渡しおよび滞納している住宅使用料等の請求にかかる訴えを提起したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定にもとづき、この案を提出いたします。

訴えの提起について

青梅市は、[REDACTED] に対して、下記のとおり明渡しおよび滞納している住宅使用料等の支払を求める訴えを提起する。

記

1 相手方

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

2 事件の概要

- (1) 相手方は、平成 3 年 4 月 1 日に青梅市営畑中第 1 住宅に入居した。
- (2) 青梅市は、平成 3 0 年 3 月 1 日に青梅市営住宅条例（平成 9 年条例第 3 6 号。以下「条例」という。）第 2 2 条第 2 項の規定により相手方を「高額所得者」に認定した。
- (3) 青梅市は、平成 3 0 年 1 0 月 1 9 日に条例第 2 5 条の規定にもとづき、平成 3 1 年 4 月 3 0 日を期限とする当該市営住宅の明渡し請求を

行ったが、期限を経過しても明渡しの履行がされなかった。

(4) 調査により、当該市営住宅には居住実態がなく、相手方が令和2年6月26日に転出していることを確認した。

(5) 以上のことから、当該市営住宅の明渡しおよび滞納している住宅使用料等の支払を求める訴えを裁判所に提起するものである。

3 請求の趣旨

(1) 市営住宅の明渡しをすること。

(2) 次の金額の支払を求める。

ア 金1,934,732円(令和2年11月2日時点)

イ 明渡しが完了する日までの市営住宅使用料に相当する損害金

ウ 明渡しにかかる原状回復に要する費用

(3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

4 訴訟遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 本件訴訟において必要がある場合は、和解および上訴をすることができるものとする。